

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
～ 略 ～		～ 略 ～	
別表第4(第8条関係)		別表第4(第8条関係)	
<u>扶養親族等又は児童の数</u> 	金 額	<u>加算対象扶養親族等(条例第4条第1項に規定する扶養親族等のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。以下同じ。)</u> 又は <u>児童の数</u>	金 額
(略)		(略)	
1人以上	1,920,000円に、 <u>当該扶養親族等</u> 又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。))又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))1人につき	1人以上	1,920,000円に、 <u>当該加算対象扶養親族等</u> 又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。))又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))1人につき

	150,000円をその額に加算した額)
--	---------------------

備考 (略)

別表第5(第8条関係)

<u>扶養親族等又は</u> は <u> </u> 児 童の数	金額
--	----

(略)

2人以上	2,740,000円に <u>扶養親族等又は</u> <u> </u> 児童のうち1人を除いた <u>扶養親族等又は</u> <u> </u> 児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)
------	---

備考 (略)

	150,000円をその額に加算した額)
--	---------------------

備考 (略)

別表第5(第8条関係)

<u>加算対象扶養親族等又は</u> は <u> </u> 児 童の数	金額
--	----

(略)

2人以上	2,740,000円に <u>加算対象扶養親族等又は</u> <u> </u> 児童のうち1人を除いた <u>加算対象扶養親族等又は</u> <u> </u> 児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)
------	---

備考 (略)

別表第6(第8条関係)

<u>扶養親族等の数</u>	金額
(略)	
2人以上	2,740,000 円 に <u>扶養親族等のうち</u> 1 人を除いた <u>扶養親族等 1 人</u> につき 380,000 円 を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき)60,000 円を加算した額)

備考 (略)

～略～

別表第6(第8条関係)

<u>加算対象扶養親族等の数</u>	金額
(略)	
2人以上	2,740,000 円 に <u>加算対象扶養親族等のうち</u> 1 人を除いた <u>加算対象扶養親族等 1 人</u> につき 380,000 円 を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき)60,000 円を加算した額)

備考 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第4から別表第6までの規定は、令和5年以後の年の所得による医療費の助成の制限について適用し、令和4年以前の年の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。